

諸外国における被災者支援制度

被災者の生活再建に係る公的支援制度の日米比較

		日本	アメリカ		
比較の対象とした制度		<ul style="list-style-type: none"> 被災者生活再建支援法 住宅金融支援機構の融資制度 公営住宅法 地震保険に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> 連邦緊急管理庁(FEMA)による個人及び世帯支援プログラム 中小企業庁(SBA)の融資制度 国家洪水保険制度 	<ul style="list-style-type: none"> 地域開発定額交付金プログラム(CDBG)による住宅所有者支援 (カトリナ被災後の措置) 	
住居の提供		<ul style="list-style-type: none"> 災害復興公営住宅の建設、家賃低減支援(収入要件等有り) 	<ul style="list-style-type: none"> 恒久住宅建設(他の住宅資源皆無で臨時住宅が用意できない場合) 	-	
給付	給付制度の適用制限	世帯年収500万円(世帯主の年齢によっては800万円)以下に適用	特に制限なし	各州において適用制限を設定	
	給付の充当対象	<ul style="list-style-type: none"> 生活関連経費(最大100万円) 居住関連経費: 損壊住宅の解体・撤去費、住宅再建のためのローン利子の一部、家賃等(最大200万円) 	<ul style="list-style-type: none"> 生活関連経費(以下2項目も含めて最高2万5千ドル) 補修(最高5千ドル) 建設、建替(最高1万ドル) 	<ul style="list-style-type: none"> 建設、建替、補修(最高15万ドル) 	
融資	融資制度の適用制限	1戸当たり住宅部分床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅に適用(新築家屋建設の場合)	特に制限なし	-	
	融資の充当対象	<ul style="list-style-type: none"> 建設、新築・中古購入、補修(最高1,460万円) 	<ul style="list-style-type: none"> 建設、建替、補修(最高20万ドル) 動産の修理、取替(最高4万ドル) 	-	
	融資返済期間	35年以内(建設、購入の場合) 20年以内(補修の場合) 建物の構造等によって異なる。	30年以内	-	
保険	風災担保(保険)	<ul style="list-style-type: none"> 住宅火災保険 民間保険会社が提供する住宅向け損害保険(火災、風災、雹災、落雷、外部からの飛来物、盗難、煙損などによる損害を補償) 	<ul style="list-style-type: none"> ホームオーナーズ保険 民間保険会社が提供する住宅向け損害保険(火災、風災、雹災、落雷、外部からの飛来物、盗難、煙損などによる損害を補償) 	-	
	水災担保(保険)	<ul style="list-style-type: none"> 住宅総合保険 住宅火災保険の担保内容を拡充した総合保険(火災保険の担保内容に加えて高潮や洪水などの水災による損害を補償) 	<ul style="list-style-type: none"> 国家洪水保険制度(NFIP) FEMAが運営し、民間保険会社が販売する保険制度(高潮や洪水などの水災による損害を補償) 	-	
	地震保険	<ul style="list-style-type: none"> 地震保険は民間保険が販売する火災保険に原則自動付帯される(本人の同意が必要。引受限度額は火災保険の30~50%)。再保険によって政府が保険責任を分担する 	<ul style="list-style-type: none"> カリフォルニア州は、同州地震公社による地震保険制度あり。ただし、州政府による補填処置や再保険(保険責任の分担)はない 	-	

諸外国における被災者の生活再建に係る公的支援制度の比較

(斜体で書かれた部分は災害発生後に設けられた特例措置)

	日本	アメリカ (2005年,カトリーナ)	ドイツ (2002年,エルベ川・ドナウ川)	フランス (2002年,ローヌ川)	オーストリア (2002年,ドナウ川)	チェコ (2002年,エルベ川)
比較の対象 とした制度	<ul style="list-style-type: none"> 被災者生活再建支援法 住宅金融支援機構の融資制度 公営住宅法 地震保険に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> 連邦緊急管理庁(FEMA)による個人及び世帯支援プログラム 中小企業庁(SBA)の融資制度 国家洪水保険制度(NFIP) 地域開発定額交付金プログラム(CDBG)による住宅所有者支援 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水被害者連帯法(今回の洪水被害者のみを対象とする法律) 	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害補償制度(CatNat) 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水犠牲者補償及び復興法(今回の災害限りの特別法) 	
住居の提供	<ul style="list-style-type: none"> 災害復興公営住宅の建設、家賃低減支援(収入要件等有り) 	<ul style="list-style-type: none"> 恒久住宅建設(他の住宅資源皆無で臨時住宅が用意できない場合) 				
給付の充 当対象	<ul style="list-style-type: none"> 生活関連経費(最大100万円) 居住関連経費: 損壊住宅の解体・撤去費、住宅再建のためのローン利子の一部、家賃等(最大200万円) 	<ul style="list-style-type: none"> 生活関連経費(以下2項目も含めて最高2万5千ドル) 補修(最高5千ドル) 建設、建替(最高1万ドル) 建設、建替、補修(最高15万ドル) 	<ul style="list-style-type: none"> 家財に対する援助(最高1万ユーロ) 建設、建替(総額の最大8割) 	<ul style="list-style-type: none"> 家屋の修復(保険でカバーされない分について国が補填) 	<ul style="list-style-type: none"> ()ニーダーエスレリッヒ州の例 被害家屋への補償(20%まで無条件、査定により最大50%、寄付金、義捐金の配分を加えると場合によっては被災額を超える) 	<ul style="list-style-type: none"> 現金給付(1人あたり3万コルナ12万円) 住宅に対する援助(20万コルナ80万円)
水災担保 (保険)	<ul style="list-style-type: none"> 住宅総合保険 住宅火災保険の担保内容を拡充した総合保険(火災保険の担保内容に加えて高潮や洪水などの水災による損害を補償) 	<ul style="list-style-type: none"> 国家洪水保険制度(NFIP) FEMAが運営し、民間保険会社が販売する保険制度(高潮や洪水などの水災による損害を補償) 	<ul style="list-style-type: none"> 水害保険は拡張保険であり基本部分との総合化はなされていない。各保険会社がそれぞれ民間再保険会社に再保険を掛けている(当時ザクセン州での被災者の加入率:8%) 	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害補償制度(CatNat) 火災・風災を除く自然災害に対する保険は火災保険等の損害保険に自動付帯される(概ね全国民が火災保険等の損害保険に加入している。被害認定全体の51.9%が洪水由来) 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水保険への加入率はチェコよりも低く、水害保険の役割は小さい(保険会社の推計では保険金支払いは被災額の3%、約1億ユーロ) 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水保険は民間で運営し、スイス、イギリス等の外国の再保険会社に再保険を掛けている。(当時の災害に対してはそれほど有効に機能したとは言えないとのこと)

参考文献: 2002年ヨーロッパ水害調査報告書

海外の地震保険制度について

項目	日本	カリフォルニア州 (CEA)	ニュージーランド	
1.制度名	地震保険 1964年の新潟地震を契機に1966年に『地震保険に関する法律』に基づき発足	Earthquake Insurance 1996年12月から引受開始(1994年のノースリッジ地震で保険会社の撤退が相次いだことから制度化)	EQCover 1942年のワイラパ/ケリトンの地震を契機に1944年にEarthquake & War Damage Act 1944に基づき発足。1993年にEarthquake Commission Actに改正され、自然災害に特化した保険となる。	地震特約
2.運営主体 (国の関与)	民間保険会社が元受 民間会社は引受けた地震契約を日本地震再保険株式会社(JERC)にすべて出再。 JERCは政府と民間保険会社に一部を再々保険する。	California Earthquake Authority (CEA:州政府の地震公社) 州政府および保険庁官をメンバーとする理事会がCEAの最高意思決定機関。連邦政府は関与しない。	Earthquake Commission (EQC:地震委員会) 支払総額がEQCの支払能力を超過した場合、政府が超過部分の全額を負担。	民間保険会社が元受
3.引受方法	火災保険に付帯(原則自動付帯) 契約者の意思により付帯させないことも可能	火災保険に付帯(任意付帯) 法律で火災保険契約時に保険会社は地震保険を付帯できる旨説明することを義務付け	火災保険に付帯(自動付帯) 法律で火災保険契約時にEQCによる地震保険が強制付帯される。民間保険会社の提供する地震特約は任意付帯。	火災保険に任意付帯
4.対象物件	居住用建物、生活用動産	住宅、家財	住宅建物、宅地、家財	住宅建物、家財、企業建物
5.担保リスク	地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする損壊、火災、埋没、流失等による損害	地震による損壊 (地震による火災は火災保険で担保) 臨時費用有り	地震、地滑り、噴火、地熱活動、津波による損害とこれらによる火災損害。宅地については上記に加えて暴風、洪水による損害も。家財の契約に対して残存物取片付け費用有り。	地震、地滑り、噴火、地熱活動、津波による損害とこれらによる火災損害。臨時費用有り。
6.料率	0.50‰~3.55‰ 等地(4区分)、建物の構造(2区分)の8区分 耐震等級や建築年による割引制度有り 2007年10月1日より下記料率を実施予定。 0.50‰~3.13‰ 等地(4区分) ^注 、建物の構造(2区分)の8区分 耐震等級、建築年、免震建築物、耐震診断による割引制度有り 注:激変緩和のため、同一等地内で料率が異なる場合がある。	最低:0.43‰、最高:8.05‰ 地域:19区分(ZIPコードによる分類) 建物の構造・築年別(8区分)、階数(2区分) 建築年・耐震補強による割引制度有り(5%) 料率はEQECAT社に依頼して算出。 想定地震数はおおよそ15万。	一律0.5‰ 割引制度はない。	企業建物については、地域・建物の構造・築年別・階数による区分あり。 住宅建物は一律料率。
7.引受限度額 または契約 上の制限	付帯される火災保険の保険金額の30~50%、かつ、建物5,000万円、生活用動産1,000万円を限度	建物 保険価額 家財 US\$ 5,000~100,000 臨時費用 US\$ 1,500~15,000	住宅建物 NZ\$ 100,000 家財 NZ\$ 20,000 宅地 保険価額	企業物件は保険価額 住宅物件は 保険価額-EQCover補償額
8.保険金支払 上の制限	1回の地震等につき総額で5兆円(5兆円以上の場合には比例的に削減可能) 損害割合が建物3%(動産10%)未達は免責	1回の地震につき総額で約US\$81億(2006年8月現在。不足した場合は比例的に削減可能。) 免責金額:保険金額の15%(1999年以降は10%も選択可)	実損払:再調達価額ベース 免責額が以下のとおり 建物:損害額 NZ\$ 20,000 NZ\$200 損害額 > NZ\$ 20,000 1% 家財: NZ\$200 宅地:損害額 NZ\$ 5,000 NZ\$500 損害額 > NZ\$ 5,000 10% 上限はなし(政府保証:無限責任)	
9.民間保険会 社の役割	販売、集金、証券発行、損害査定を行い、リスクの一部を受再し保有	販売、送金、査定、保険料の集金 CEAに加盟していない会社は独自の地震保険を販売(CEAの補償内容よりも手厚いが、新築物件限定や特定の地域を除くなど引き受けに制限を行っている。補償内容ではCEAでは含まないプールなどの付属設備を含み、耐震改修割引率を10%とするなどとなっている。)	販売、保険料の集金	販売、送金、査定、保険料の集金

資料: 損害保険料率算出機構調査